

平成 24 年度 仙台市交通局公共事業再評価の結果と対応方針

(平成 24 年 9 月 7 日交通事業管理者決裁)

平成 24 年度に公共事業再評価の対象となった事業の対応方針については、仙台市公共事業再評価監視委員会からの意見と仙台市公共事業再評価検討委員会の再評価結果を踏まえ、下記のとおりとする。

記

1 平成 24 年度仙台市交通局公共事業再評価対象事業 (1 事業)

地下鉄東西線建設事業

2 仙台市交通局公共事業再評価の結果と対応方針

事業名	再評価結果	対応方針
地下鉄東西線建設事業	事業継続が適切と判断された。	事業継続

3 仙台市公共事業再評価検討委員会からの報告

別紙のとおり

(別紙)

H24都技第817号

平成24年9月5日

仙台市交通事業管理者
中 鉢 裕 様

仙台市公共事業再評価検討委員会
委員長 稲 葉 信 義

平成24年度公共事業再評価対象事業の対応方針案について（報告）

仙台市公共事業再評価実施要綱第6条で定める仙台市公共事業再評価検討委員会が作成する平成24年度公共事業再評価対象事業の対応方針案を再評価の結果とともに報告します。

記

1. 平成24年度 仙台市公共事業再評価検討委員会の対応方針案（別紙）

平成24年9月5日

平成24年度 仙台市公共事業再評価検討委員会の対応方針案

仙台市公共事業再評価検討委員会
委員長 稲葉信義

平成24年度に公共事業再評価の対象となった事業についての仙台市公共事業再評価検討委員会
が作成する対応方針案は、仙台市公共事業再評価監視委員会からの意見を踏まえ、下記のとおりと
する。

記

1 仙台市公共事業再評価監視委員会からの意見

事業名	仙台市公共事業再評価監視委員会 からの意見	対応方針 (原案)
地下鉄東西線建設事業	対応方針（原案）どおり事業継続	事業継続

2 仙台市公共事業再評価の結果と対応方針案

事業名	再評価結果	対応方針案
地下鉄東西線建設事業	事業継続が適切と判断する。	事業継続